一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立させることができ、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、 妊娠・出産・復帰時における支援に取り組みやすい環境を作ることによって、すべての職員 がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 2019年4月1日~2024年3月31日までの5年間
- 2. 内容

目標: 妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のために、産前産後の育休休業給付、 育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、育児休業等を 取得しやすい環境作りを作る。

<対策>

- ●2019年4月~ 法に基づく諸制度の調査、検討開始
- ●2019 年度又は 2020 年度~

制度に関するパンフレットを作成し、職員掲示板などによって 職員に周知し、対象職員に配布する。

社会福祉法人正久福祉会 一般事業行動計画

女性職員が仕事と家庭を両立させることができ、女性職員全体が働きやすい環境を作る ことによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように 行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 平成31年4月1日~令和6年3月31日までの5年間
- 2. 当法人の課題
 - (1) 若手の女性職員が、当法人が規定する両立支援制度を利用することなく、離職してしまうことが多い。
 - (2) 若手の女性職員・管理職も含めたすべての職員に対して、当法人が規定する両立支援制度を周知徹底できていない。
- 3. 目標と取組内容・実施時期

目標: ①仕事と家庭の両立を支援し、女性職員の継続就業率を増加させる。

②計画期間における女性職員の育児休業取得者を5人以上とする。

<取組内容>

●令和1年10月~ 管理職に対して、両立支援制度の周知徹底

●令和2年1月~ 若手の女性職員へのヒアリング調査、検討開始

●令和2年4月~ 若手の女性職員に対して、両立支援に関する研修・説明会を実施

●令和2年4月~ 管理職に対して、女性職員の両立支援に関する研修会を実施

●令和2年10月~ 直近1年間の取組の結果を振り返り、継続・改善を図る。

●令和3年10月~ 直近1年間の取組の結果を振り返り、継続・改善を図る。

●令和4年10月~ 直近1年間の取組の結果を振り返り、継続・改善を図る。

●令和5年10月~ 直近1年間の取組の結果を振り返り、継続・改善を図る。